

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1．第 8 次下水道整備七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度下水道整備関係予算(特別枠・重点化枠を含む)を確保すること。

特に、普及の遅れている自治体の下水道整備を積極的に促進すること。

2．補助対象範囲を拡大するなど、国庫補助制度の拡充を図ること。

3．下水道事業債については、政府資金等を確保するとともに、償還期限の延長及び起債対象範囲の拡大等、貸付条件及び借換要件を緩和すること。

また、元利償還金の地方交付税算入率を引き上げること。

4．下水道整備関係予算の効率的・効果的執行と透明性の向上を図るため、事業評価の実施を推進すること。

以上要望する。